

## 特定技能所属機関の定期の届出



[Q&Aはこちら](#)

	様式	留意点
1	受入れ状況に係る届出 (参考様式第3-6号)	1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託されている場合、支援実施状況に係る届出は登録支援機関  ※対象期間中に支援を実施した1号特定技能外国人が複数名いる場合で、支援実施状況が同じである場合には、別紙の名簿を使用
2	<b>登録支援機関による支援実施状況に係る届出</b> (参考様式第4-3号) <a href="#">4-3別紙TG名簿</a> ① <a href="#">生活オリエンテーション確認書</a> ② <a href="#">相談記録書の参考様式第5-4号</a> ③ 「 <a href="#">定期面談の実施</a> 」の資料として <a href="#">定期面談報告書</a> を添付TG外人用 <a href="#">監督者用定期面談報告書</a>	
3	活動状況に関する届出 (参考様式第3-8号, 参考様式 <a href="#">第3-8号別紙</a> )	

### ■ 対象期間と提出期限

- (1) 第1期: 1月1日から3月31日  
[提出期限4月15日](#)
- (2) 第2期: 4月1日から6月30日  
[提出期限7月15日](#)
- (3) 第3期: 7月1日から9月30日  
[提出期限10月15日](#)
- (4) 第4期: 10月1日から12月翌期  
[提出期限翌年1月15日](#)

## 特定技能所属機関に義務付けられている5つの随時届出

■ 事由発生日から **14日以内**に提出

	様式	該当事例・留意点
1	特定技能雇用契約に係る届出書 (参考様式第3-1号)	特定技能雇用契約について、①変更、②終了、③新たな契約の締結があった場合
2	支援計画変更に係る届出書 (参考様式第3-2号)	1号特定技能外国人支援計画について、変更があった場合
3	支援委託契約に係る届出書 (参考様式第3-3号)	支援委託契約について、①締結、②変更、③終了があった場合
4	受入れ困難に係る届出書 (参考様式第3-4号)	特定技能外国人の受入れが困難となった場合(行方不明、死亡等)は届出
5	出入国または労働に関する法令に関し不正または著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書 (参考様式第3-5号)	特定技能外国人について、不正行為(残業代等賃金の不払、暴行・脅迫、旅券または在留カードの取上げ、労働関係法令違反など)があった場合は届出

[参考様式別紙はこちら](#)

■ 特定技能所属機関の本店の住所を管轄する出入国在留管理局へ持参または郵送で行う必要があります。

■ 郵送で提出する際には、封筒に「特定技能届出書在中」等と記載し、届出書作成者の方の身分を証する文書の写しを同封してください。